

令和6年4月1日策定
令和6年5月23日変更

社会福祉法人 吉敷愛児園

女性活躍推進法・次世代育成支援対策促進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人吉敷愛児園は、男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立を図るため、必要な雇用環境の整備を行うことによって、より働きやすい職場環境の確立を目指すため、以下の計画を策定しました。

記

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
2. 目標と取組内容・実施時期

目標：「管理職に占める女性の割合を75%年以上にする」

- 令和6年4月～ 現行の人事評価制度とキャリアアップの仕組みをリンクさせるべく、新たな人事制度の構築に向けた検討会を実施する。
- 令和7年4月～ 新人事制度に基づくキャリアアップ制度を実施し、職員ごとにキャリアアップ、フォローアップを行い、資質の向上を図る。
- 令和8年4月 職員から広く意見を聴取した上で、新人事制度の見直しを定期的に実施する。

女性の活躍の現状に関する情報公表

- | | |
|------------------------------|------------------|
| ① 採用した職員に占める女性職員の割合（非常勤職員含む） | 93% |
| ② 男女の平均勤続年数（勤続5年以上の正職員） | 男性 9.8年 女性 10.7年 |
| ③ 職員1カ月当たりの平均残業時間数（パート職員を除く） | 1.4時間 |
| ④ 管理職に占める女性職員の割合 | 71.4% |

【次世代育成支援対策推進法に基づく目標】

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、子どもの出生時における男性職員の育児休業の取得を推進する

- 令和6年4月～ 育児休業取得促進方針の作成し、職員への周知を図る。
- 令和6年10月～ 本人または配偶者の出産予定者への個別説明により取得促進を図る。